

令和7年第4回安堵町議会定例会会議録
(3日目)

令和7年12月17日(水)開議
午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健康福祉推進室課長	井上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告
議案第 10 号 令和 7 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について
- 第 2 文教厚生常任委員会委員長報告
議案第 6 号 安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 9 号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 14 号 安堵中央公園体育館空調設備設置工事の契約の締結について
- 第 4 議員派遣について
- 第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第 6 特別委員会の閉会中の継続調査について
- 第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前 10 時 00 分

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 只今から、定例会開始させていただきます。

只今の出席議員は 9 名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

それでは日程第 1 「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井総務産業建設常任委員会委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） おはようございます。議席番号 8 番 増井です。よろしくお願いします。

令和 7 年 12 月 10 日、安堵町議会議長 近藤晃一様、総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史。

総務産業建設常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第 71 条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第 10 号「令和 7 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 6 号)」について」

2. 開催日時及び場所、令和7年12月8日月曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 委員長、増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員(2) 説明員 吉田総務部長、勝井住民生活部長、溝本教育次長、増田総合政策課長、吉田住民課長、井上健康福祉推進室課長、西田子ども家庭推進室課長(3) 議会事務局 吉岡局長心得、吉田リーダー

4. 審査の内容、12月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、議案第10号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について」主なものとして、人事異動・人事院勧告等に伴う人件費の補正、令和6年度福祉医療費助成事業補助金(県費)の額確定に伴う返還金、令和6年度出産・子育て応援交付金(国費)の額確定に伴う返還金及び介護予防・生活支援サービス事業負担金などがあり、活発な質疑がされました。

補正額5,061万9,000円、歳入歳出総額45億9,446万6,000円。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。

議長(近藤晃一) それでは今、委員長報告をしていただきましたけども、これに対して何か質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 質疑なしと認めます。

これより、議案第10号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について」討論を行います。

討論ありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、議案第１０号について、採決をします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１０号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第２「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田文教厚生常任委員会委員長。

(松田文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） おはようございます。文教厚生常任委員会報告をいたします。

令和７年１２月１０日、安堵町議会議長 近藤晃一様。文教厚生常任委員会委員長 松田勝。

文教厚生常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．審査事項、付託案件について。議案第６号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」、議案第７号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第９号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」

２．開催日時及び場所、令和７年１２月９日火曜日、午前１０時。安堵町議会第２委

員会室。

３．出席者、（１）委員として、私、松田委員長、上林副委員長、近藤委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員（２）説明員として、富井副町長、久保教育長、勝井住民生活部長、溝本教育次長、吉田住民課長、西田子ども家庭推進室課長（３）議会事務局 吉岡事務局長心得、吉田リーダー

４．審査の内容、１２月４日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

５．審査の結果、（１）議案第６号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」本議案の説明後に補足して、空調設備による消費電力量及び電力量料金について説明が行われた。また、利用者から徴収する空調設備使用料で不足する電力量料金については実質町の負担となります。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議案第７号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」議員から、現在保育士不足が心配される中での新事業となることから、町がより一層の努力を行うようにとの要望が出された。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議案第９号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長（近藤晃一） それでは、只今報告いただきました委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第6号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、議案第7号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 次に、議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） それでは、日程第3 議案第14号「安堵中央公園体育館空調設備設置工事の契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） おはようございます。教育委員会事務局 溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第14号「安堵中央公園体育館空調設備設置工事の契約の締結について」を説明させていただきます。

本契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事請負であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第14号「安堵中央公園体育館空調設備設置工事の契約の締結について」

安堵中央公園体育館空調設備設置工事の契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月17日 提出、安堵町長 西本安博。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 安堵中央公園体育館空調設備設置工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | 6,083万円（うち消費税553万円） |
| 4. 契約の相手方 | 奈良県磯城郡田原本町大安寺102
吉村建設株式会社 代表取締役社長 吉村輝高 |
| 5. 予定価格 | 6,289万8,000円（税込）
でございます。 |

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、議案第14号に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 9番 森田でございます。議案第14号の安堵中央公園体育館の空調設

備の設置工事。スポーツを愛する、体育館を利用していただく人たちのために、非常にこうした空調を設置していただくということ、非常に歓迎申し上げます。ありがとうございます。

ちょっと、ここの中でお聞きしたいんですけども、この工事の竣工を３月末ということでお聞きさせていただいておりますけども、その内容でよろしゅうございますか。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

教育次長（溝本貴宏） 自席より失礼いたします。工期につきましては令和８年３月３１日を予定しております。よろしくお願いいたします。
以上です。

９番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

９番（森田 瞳） ありがとうございます。この工期にですね、しっかりと工事に取り組んでいただいて、完成していただくことを願って質問を終えます。
以上です。

議長（近藤晃一） はい。他に質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） はい。それでは、これより討論を行います。
討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立全員です。お座りください。

議案14号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 続きまして、日程第4「議員派遣について」を議題とします。

お諮りいたします。安堵町議会会議規則第122条の規定によりまして、お手元の資料のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 異議なしと認めます。

それでは、配布資料のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

議長(近藤晃一) 続いて、日程第5「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、両名から所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第6「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長、遊水地底面利活用特別委員会委員長、この3委員長から所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(近藤晃一) これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第4回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

午前10時19分
